

京都府公報

号外 第37号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

条 例	規 則	告 示
○京都府文化力による未来づくり条例 (文化政策課) ページ 3	○京都府手数料徴収条例施行規則の一部を 改正する規則 (介護・地域福祉課) 7	
○医療法に基づく病床数の補正等の基準に 関する条例の一部を改正する条例 (医療課) 6	○医療法に基づく病床数の補正等の基準に 関する条例施行規則の一部を改正する規 則 (医療課) 〃	
○京都府文化力による未来づくり審議会規 則 (文化政策課) 〃		○文化力チャレンジ補助金交付要綱の一部 を改正する告示 (文化芸術課) 8
○京都府組織規程の一部を改正する規則 (〃) 7		

本号で公布された条例のあらまし

◇京都府文化力による未来づくり条例 (京都府条例第27号) (文化政策課)

1 改正の理由

社会情勢の変化に的確に対応するとともに、文化庁の京都移転決定及び文化芸術基本法 (平成13年法律第148号。以下「法」という。)の改正を踏まえ、多様な文化の保存、継承及び発展、新たな文化の創造、文化の活用による地域の活性化等に向けた文化力による未来づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かでより質の高い府民生活の実現及び府内各地域の活性化に寄与するため、京都府文化力による京都活性化推進条例 (平成17年京都府条例第40号)の全部を改正するものである。

2 改正の内容

(1) 題名の改正

題名を「京都府文化力による未来づくり条例」とすることとした。

(2) 前文

府民をはじめ様々な主体と協働しながら、文化力による未来づくりに関する施策を推進することを明らかにするとともに、条例制定の背景及び必要性、施策及び取組の方向性等を示すこととした。(前文関係)

(3) 総則

ア 文化力による未来づくりを推進するための基本理念について定めることとした。(第1条関係)

イ 府の責務並びに府民、文化活動を行う者、大学等 (大学その他の教育研究機関をいう。以下同じ。)及び事業者の役割を明らかにすることとした。(第2条～第6条関係)

ウ 知事は、文化力による未来づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めることとした。(第7条関係)

エ 文化力による未来づくりを推進する体制、市町村への支援等について定めることとした。(第8条関係)

(4) 文化力による未来づくりに関する基本的な施策

府は、次に掲げる施策を実施することとした。

ア 文化活動を担う人づくり

(ア) 文化に関する体験学習の充実、文化活動を行う者による学校等における文化活動に対する協力への支援その他の必要な施策 (第9条関係)

- (イ) 次代の社会を担う子どもや青少年（以下「次世代」という。）を対象とした文化に関する公演、展示等への支援、次世代による文化活動への支援その他の必要な施策（第10条第1項関係）
- (ウ) 次世代が様々な支援を受けながら、多様な文化を体験し、又は文化を創造することができる機会の提供その他の必要な施策（第10条第2項関係）
- (エ) 文化活動により生み出される多様な創作物（以下「文化的創作物」という。）を創造する者等が文化的創作物を創造し、及び成果を発表する機会の提供その他の必要な施策（第11条関係）
- (オ) 高齢者、障害者等が文化的創作物を創造し、及び成果を発表する機会の提供、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策（第12条関係）

イ 文化の保存及び継承

- (ア) 地域の伝統芸能、民俗芸能、食文化をはじめとする生活文化等に触れ、及び身近に親しむことができる機会の提供、これらの文化に関する公演、知識及び技能の継承に関する活動への支援その他の必要な施策（第13条関係）
- (イ) 有形の文化財の修復及び防災対策並びに文化財等（有形及び無形の文化財並びにその保存技術をいう。以下同じ。）の公開及び継承に関する活動への支援その他の必要な施策（第14条関係）
- (ウ) 歴史的又は文化的な景観の保全、再生及び活用に取り組む活動に関する情報の提供その他の必要な施策（第15条関係）

ウ 新たな文化の創造

- (ア) 文化的創作物を創造する者が相互に交流する機会の提供、文化的創作物を創造する者と先端的な技術等を用いる産業分野その他の分野で活動する者との連携の機会の提供その他の必要な施策（第16条関係）
- (イ) 文化的創作物を創造する活動において、技術、意匠、文化的創作物の記録等の知的資産が活用されることにより新たな価値を生み出すことを促進するための情報の提供その他の必要な施策（第17条関係）

エ 文化資源を生かした地域づくり

- (ア) 広く府民が多様な文化に触れ、及び身近に親しむことができる機会の提供、地域における文化に関する公演、展示等への支援その他の必要な施策（第18条関係）
- (イ) 文化資源の魅力を高める活動への支援、文化資源に関する情報の発信その他の必要な施策（第19条第1項関係）
- (ウ) 文化資源の魅力を高める活動を行う者（団体を含む。）が相互に交流する機会の提供その他の必要な施策（第19条第2項関係）

オ 文化資源を活用した経済の活性化

- (ア) 文化的創作物を創造する者と事業者との交流の機会の提供その他の必要な施策（第20条関係）
- (イ) 京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例（平成17年京都府条例第42号）第1条に規定する伝統と文化のものづくり産業、法第9条に規定するメディア芸術を活用した産業その他の文化的創作物を活用した産業の市場を開拓する活動への支援その他の必要な施策（第21条第1項関係）
- (ウ) 文化的創作物の市場を開拓する活動への支援その他の必要な施策（第21条第2項関係）

カ 多様な京都の文化の発信

- (ア) 多様な京都の文化に関する展示、公開その他の普及活動への支援その他の必要な施策（第22条関係）
- (イ) 文化に係る海外との交流の機会の提供その他の必要な施策（第23条関係）

キ 文化活動を支える基盤づくり

- (ア) 必要に応じて文化活動に対する指導及び助言が受けられる体制の整備、個人又は民間の団体が文化活動に対して行う支援活動の促進、府民に身近な文化活動の場の充実その他の必要な施策（第24条関係）
 - (イ) 文化的創作物の記録及びその公開についての支援及び情報の提供その他の必要な施策（第25条関係）
 - (ウ) 文化の保存、継承、発展、創造又は活用に顕著な貢献をした者の顕彰（第26条関係）
- (5) 京都府文化力による未来づくり審議会
 (3)のウの基本計画の策定のほか、文化力による未来づくりに関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府文化力による未来づくり審議会を置くこととした。（第27条関係）
- (6) 雑則
 ア 府は、文化力による未来づくりの推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うこととした。（第28条関係）
 イ 府は、文化力による未来づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じることとした。（第29条関係）

3 施行期日

平成30年 7月31日

◇医療法に基づく病床数の補正等の基準に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第28号）（医療課）

1 改正の理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正及び介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）による医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 医療法第7条の2第5項の削除に伴い、所要の規定整備をすることとした。（第1条関係）
- (2) 介護老人保健施設の病床数の補正に係る規定を削除することとした。（第3条、附則第2項～第4項関係）
- (3) その他所要の規定整備を行うこととした。（第4条～第9条、附則第1項関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年7月31日

(2) 経過措置

病院又は診療所の療養病床を減少させ、その施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に転換した場合は、平成36年3月31日までの間、減少させた療養病床を既存の病床として算定することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

京都府文化力による未来づくり条例
医療法に基づく病床数の補正等の基準に関する条例の一部を改正する条例

平成30年7月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第27号

京都府文化力による未来づくり条例

京都府文化力による京都活性化推進条例（平成17年京都府条例第40号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 文化力による未来づくりに関する基本的な施策

第1節 文化活動を担う人づくり（第9条—第12条）

第2節 文化の保存及び継承（第13条—第15条）

第3節 新たな文化の創造（第16条・第17条）

第4節 文化資源を生かした地域づくり（第18条・第19条）

第5節 文化資源を活用した経済の活性化（第20条・第21条）

第6節 多様な京都の文化の発信（第22条・第23条）

第7節 文化活動を支える基盤づくり（第24条—第26条）

第3章 京都府文化力による未来づくり審議会（第27条）

第4章 雑則（第28条・第29条）

附則

文化は、日々の生活や経済行為の中に深く根ざし、長い歴史をかけて積み重ねられ、伝えられてきた英知の結晶であり、人々に感動と希望をもたらし、豊かな人間性や創造性を育むものである。また、人々の相互の理解と交流を促進し、地域への愛着と誇りを高め、多様な価値観を受け入れ共生する意識を醸成することにより人々の社会生活を豊かにするとともに、新たな需要と高い付加価値を創出し、社会と調和した質の高い経済活動の源泉となるなど、文化は、多面的な力、いわゆる文化力を有している。

京都では、丹後から山城までの各地域において、自然と共生しながら、個性豊かな文化と産業が築き上げられるとともに、各地域が密接に連携することで、文化が高められてきた。また、常に内外の多様な文化を受け入れ、伝統の上に創造を積み重ねることで、人々を魅了してやまない我が国を代表する文化が形成され、優れた芸術が生み出されてきた。

しかしながら、我が国の社会情勢が大きく転換し、人と人、人と地域のつながりが希薄化する中で、暮らしに潤いを与え、地域の魅力と活力の源泉となってきた個性豊かな文化の継承が難しくなりつつある。こうした中、誰もが心豊かでいきいきと暮らし続けるには、私たちは、今一度先人が育んできた文化を見つめ直し、次代への継承に努めるとともに、急速に進展する情報通信技術など新たな可能性を積極的に取り入れ、交流による文化創造を促進し、加えて、文化から生み出された価値を様々な分野で活用し、更なる文化の継承、発展及び創造につなげることで、京都の未来を築き上げていく必要がある。

このような認識の下に、文化力による未来づくりに関する基本理念を定め、府民をはじめ様々な主体と協働し

ながら、多様な文化の振興を図るとともに、文化力による未来づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、心豊かでより質の高い府民生活の実現及び府内各地域の活性化に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(基本理念)

第1条 文化力による未来づくりは、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 文化の保存、継承、発展、創造又は活用を担う人材の育成が図られるとともに、児童、生徒等に対する文化に関する教育の重要性に鑑み、学校、家庭、地域等における活動の相互の連携が図られるよう配慮されること。
- (2) 府民が、その年齢、性別、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず等しく、多様な文化に親しみ、若しくは参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られること。
- (3) 地域の歴史及び風土を反映し、長年にわたり受け継がれてきた伝統的な文化をはじめとする多様な文化について、府民が理解を深め、文化を大切にすゝる気運が醸成されることにより、その保存及び継承が図られるとともに、文化が息づき、府民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の実現が図られること。
- (4) 文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う者の相互の交流、文化活動と研究活動その他の様々な分野の活動との連携が活発に行われることにより、新たな文化の創造が促進されること。
- (5) 多様な文化が、教育、福祉、観光、まちづくり、産業、国際交流その他の関連分野で活用されることにより、その価値を高めるとともに、心豊かでより質の高い府民生活の実現及び府内各地域の活性化が図られること。
- (6) 文化芸術基本法(平成13年法律第148号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、芸術をはじめとする多様な文化の振興が図られること。

(府の責務)

第2条 府は、前条に定める基本理念にのっとり、文化力による未来づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するものとする。

- 2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、府民、文化活動を行う者（団体を含む。以下同じ。）、大学等(大学その他の教育研究機関をいう。以下同じ。)、事業者（経済団体を含む。以下同じ。）、市町村、他の都道府県、国等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

(府民の役割)

第3条 府民は、自主性に基づき、日常生活において、文化に触れ、及び親しむこと等を通じて、文化の保存、継承、発展、創造又は活用に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

(文化活動を行う者の役割)

第4条 文化活動を行う者は、必要に応じ、相互に連携して、文化の保存、継承、発展、創造又は活用に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第5条 大学等は、創造性豊かな人材の育成、研究活動、当該大学等の有する専門知識、人材、設備等を生かした文化活動への支援等を通じて、文化の保存、継承、発展、創造又は活用に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、事業活動、文化活動への支援等を通じて、文化の保存、継承、発展、創造又は活用に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

(基本計画)

第7条 知事は、文化力による未来づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、文化力による未来づくりに関する施策の目標及び内容について定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、京都府文化力による未来づくり審議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

第8条 府は、府民、文化活動を行う者、大学等、事業者、市町村等と連携して、文化力による未来づくりを推進する体制を整備するものとする。

- 2 府は、文化力による未来づくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の特性に応じた文化の振興等に関する施策の推進に必要な情報の提供その他の支援を行うとともに、必要に応じ、市町村相互間の連携が図られるよう努めるものとする。

第2章 文化力による未来づくりに関する基本的な施策

第1節 文化活動を担う人づくり

(学校教育等における文化活動の充実)

第9条 府は、学校教育及び社会教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習の充実、文化活動を行う者による学校等における文化活動に対する協力への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(次世代の文化活動の充実等)

第10条 府は、次代の社会を担う子どもや青少年（以下「次世代」という。）が行う文化活動の充実を図るため、次世代を対象とした文化に関する公演、展示等への支援、次世代による文化活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 府は、次世代の豊かな人間性を育むため、次世代が様々な支援を受けながら、多様な文化を体験し、又は

文化を創造することができる機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(文化的創作物を創造する者等の育成)

第11条 府は、文化活動により生み出される多様な創作物（以下「文化的創作物」という。）を創造する者等の育成を図るため、これらの者が文化的創作物を創造し、及び成果を発表する機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第12条 府は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者が文化的創作物を創造し、及び成果を発表する機会の提供、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を実施するものとする。

第2節 文化の保存及び継承

(地域文化の保存及び継承)

第13条 府は、地域の伝統芸能、民俗芸能、食文化をはじめとする生活文化等の保存及び継承を図るため、これらの文化に触れ、及び身近に親しむことができる機会の提供、これらの文化に関する公演、知識及び技能の継承に関する活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(文化財等の保存等)

第14条 府は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、有形の文化財の修復及び防災対策並びに文化財等の公開及び継承に関する活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(歴史的又は文化的な景観の保全等)

第15条 府は、歴史的又は文化的な景観が、文化を育む上で重要な役割を果たしてきたことを踏まえ、これらの景観の保全、再生及び活用を図るため、景観の保全、再生及び活用に取り組む活動に関する情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

第3節 新たな文化の創造

(文化的創作物の創造活動の活性化)

第16条 府は、文化的創作物を創造する活動の活性化を図るため、文化的創作物を創造する者が相互に交流する機会の提供、文化的創作物を創造する者と先端的な技術等を用いる産業分野その他の分野で活動する者との連携の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(知的資産の活用)

第17条 府は、文化的創作物を創造する活動において、技術、意匠、文化的創作物の記録等の知的資産が活用されることにより新たな価値を生み出すことを促進するため、情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

第4節 文化資源を生かした地域づくり

(地域における文化活動の活性化)

第18条 府は、地域における文化活動の活性化を図るため、広く府民が多様な文化に触れ、及び身近に親しむことができる機会の提供、地域における文化に関する

公演、展示等への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(文化資源の観光及びまちづくりにおける活用)

第19条 府は、地域の特色ある文化資源が観光及びまちづくりにおいて活用されることを促進するため、文化資源の魅力を高める活動への支援、文化資源に関する情報の発信その他の必要な施策を実施するものとする。

2 府は、地域の特色ある文化資源が相互に結び付けられ、広域的な観光及びまちづくりにおいて活用されることを促進するため、文化資源の魅力を高める活動を行う者（団体を含む。）が相互に交流する機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

第5節 文化資源を活用した経済の活性化

(文化資源の様々な分野での活用)

第20条 府は、文化資源が教育、福祉、産業、国際交流その他の分野において活用されることを促進するため、文化的創作物を創造する者と事業者との交流の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(文化的創作物を活用した産業の振興等)

第21条 府は、京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例（平成17年京都府条例第42号）第1条に規定する伝統と文化のものづくり産業、法第9条に規定するメディア芸術を活用した産業その他の文化的創作物を活用した産業の振興を図るため、これらの産業の市場を開拓する活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

2 府は、文化的創作物の需要の拡大を図るため、文化的創作物の市場を開拓する活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

第6節 多様な京都の文化の発信

(多様な京都の文化の理解の促進)

第22条 府は、多様な京都の文化に対する関心と理解を深めるため、多様な京都の文化に関する展示、公開その他の普及活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(国際交流の推進)

第23条 府は、文化を通じた国際交流を推進するため、文化に係る海外との交流の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

第7節 文化活動を支える基盤づくり

(文化活動の支援体制の整備等)

第24条 府は、文化活動が活発に行われる環境を整備するため、必要に応じて文化活動に対する指導及び助言が受けられる体制の整備、個人又は民間の団体が文化活動に対して行う支援活動の促進、府民に身近な文化活動の場の充実その他の必要な施策を実施するものとする。

(文化的創作物の記録等)

第25条 府は、文化活動の振興に資するため、文化的創作物の記録及びその公開についての支援及び情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(顕彰)

第26条 知事は、文化の保存、継承、発展、創造又は活

用に顕著な貢献をした者の顕彰を行うものとする。

第3章 京都府文化力による未来づくり審議会
(京都府文化力による未来づくり審議会)

第27条 第7条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による知事の諮問のほか、文化力による未来づくりに関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府文化力による未来づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、文化力による未来づくりに関する事項について、知事に建議することができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(調査研究)

第28条 府は、文化力による未来づくりに関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第29条 府は、文化力による未来づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第28号

医療法に基づく病床数の補正等の基準に関する条例の一部を改正する条例

医療法に基づく病床数の補正等の基準に関する条例(平成24年京都府条例第42号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第5項」を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条第2項中「員数」の右に「の基準」を加え、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第2項中「員数」の右に「の基準」を加え、同条を第6条とする。

第8条第1項中「第6条第1項第2号」を「第5条第1項第2号」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は医療法(昭和23年法律第205号)第7条の2第3項の規定による命令若しくは同法第30条の12第1項において読み替えて準用する同法第7条の2第3項の規定による要請をしようとする場合において、知事が当該申請又は命令若しくは要請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の29第1号に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、同法第7条第2項第4号に規定する療養病床(以下「療養病床」という。)を有する病院又は診療所の開設者が、この条例の施行の日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換(当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を同法第1条の6第1項に規定する介護老人保健施設又は同条第2項に規定する介護医療院の用に供することをいう。)を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定する。

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府文化力による未来づくり審議会規則
京都府組織規程の一部を改正する規則
京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則
医療法に基づく病床数の補正等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

平成30年 7月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第40号

京都府文化力による未来づくり審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府文化力による未来づくり条例(平成30年京都府条例第27号)第27条第6項の規定により、京都府文化力による未来づくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれ

を定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の議事について準用する。

(意見の聴取)

第5条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、文化スポーツ部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府規則第41号

京都府組織規程の一部を改正する規則

京都府組織規程（昭和30年京都府規則第32号）の一部を次のように改正する。

第65条第2号の表京都府いじめ調査委員会の項の次に次のように加える。

京都府文化力による未来づくり審議会	京都府文化力による未来づくり条例（平成30年京都府条例第27号）に基づく知事の諮問及び文化力による未来づくりに関する重要事項の調査審議並びに文化力による未来づくりに関する事項についての建議に関する事務
-------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府規則第42号

京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中207の3の項を207の5の項とし、207の2の項の次に次のように加える。

207の3 介護保険法第107条第1項の規定による介護医療院の開設の許可	介護医療院開設許可手数料	1件につき	63,000円
207の4 介護保険法第107条第2項の規定による介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）	介護医療院変更許可手数料	1件につき	33,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府規則第43号

医療法に基づく病床数の補正等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

医療法に基づく病床数の補正等の基準に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「〔総務省〕及び〔財務省、林野庁〕を削り、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「許可又は」を「許可若しくは」に改め、「の許可の申請があった日前」の右に「又は命令等（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第30条の33第1項に規定する命令等をいう。以下同じ。）をしようとする日前」を、「当該許可の申請があった日前」の右に「又は当該命令等をしようとする日前」を加える。

第3条中「病院には」を「条例第4条第2項の員数の基準は」に、「員数の従業者を置かなければならない」を「とおりとする」に改める。

第4条中「病院は」を「条例第5条第2項の仕様等の基準は」に、「基準の施設を設けなければならぬ」を「とおりとする」に改める。

第5条中「療養病床を有する診療所には」を「条例第6条第2項の員数の基準は」に、「員数の従業者を置かなければならない」を「とおりとする」に改める。

第6条中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附則第2項から第4項までを削る。

附則第5項中「介護保険法」の右に「(平成9年法律第123号)」を加え、「第3条各号」を「第3条第1項第2号及び第3号」に、「医療法施行規則」を「省令」に、「員数は」を「員数の基準は」に、「施行日(」を「施行の日(」に、「第3条」を「第3条第1項第2号及び第3号」に、「数とする」を「とおりとする」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第6項中「第5条各号」を「第5条第1項第1号及び第2号」に、「医療法施行規則」を「省令」に、「次項において」を「以下」に、「数と」を「とおりと」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第7項中「この項において」を削り、「医療法施行規則」を「省令」に、「第5条」を「第5条第1項第1号及び第2号」に改め、同項を附則第4項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の医療法に基づく病床数の補正等の基準に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)附則第5項の規定の適用を受けていた病院の開設者が、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。)附則第53条の2第1項の規定により、再び旧規則附則第5項に規定する特定介護療養型医療施設(以下「特定介護療養型医療施設」という。)であること又は同項に規定する特定病院であることを知事に届け出た場合には、この規則による改正後の医療法に基づく病床数の補正等の基準に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)附則第2項中「この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成30年3月31日」とあるのは、「医療法に基づく病床数の補正等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成30年京都府規則第43号)の施行の日から平成36年3月31日」とする。
- 3 旧規則附則第6項の規定の適用を受けていた診療所の開設者が、省令附則第54条の2第1項の規定により、再び特定介護療養型医療施設であること又は旧規則附則第6項に規定する特定診療所であることを知事に届け出た場合には、新規則附則第3項中「施行日から平成30年3月31日」とあるのは、「医療法に基づく病床数の補正等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成30年京都府規則第43号)の施行の日から平成36年3月31日」とする。
- 4 旧規則附則第7項の規定の適用を受けていた診療所の開設者が、省令附則第55条の2第1項の規定により、再び特定介護療養型医療施設であること又は旧規

則附則第7項に規定する特定診療所であることを知事に届け出た場合には、新規則附則第4項中「施行日から平成30年3月31日」とあるのは、「医療法に基づく病床数の補正等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成30年京都府規則第43号)の施行の日から平成36年3月31日」とする。

告 示

京都府告示第434号

文化力チャレンジ補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年 7月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

文化力チャレンジ補助金交付要綱の一部を改正する告示

文化力チャレンジ補助金交付要綱(平成24年京都府告示第496号)の一部を次のように改正する。

第1条中「京都府文化力による京都活性化推進条例(平成17年京都府条例第40号)」を「京都府文化力による未来づくり条例(平成30年京都府条例第27号)」に、「京都の活性化の推進」を「未来づくり」に、「第1条第1項」を「第1条第4号」に改める。

第2条第4号中「第15条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第5号中「京都の活性化の推進」を「未来づくり」に改める。

附 則

この告示は、平成30年7月31日から施行する。